

自り法対象外冷媒（HF0-1234yf）搭載車の誤預託に関する報告

自動車リサイクル法の義務者（輸入事業者）において、フロン類リサイクル料金の誤預託があった。以下にその経緯等を報告する。

1. 誤預託の発生及び発覚の経緯

- (1) 資金管理センター（以下、センター）が輸入車の自り法対象外冷媒搭載車の確認を実施し、誤預託の疑いを見つけ、該当の輸入事業者及び日本自動車輸入組合(JAIA)へ、その旨を通知した（H27/12/18）。
- (2) センターは、該当の輸入事業者より、社内調査により上記の事実を確認した旨の報告を受けた（H28/1/28）。
- (3) センターより、環境省ならびに経済産業省へリサイクル料金の誤預託があったことを報告した（H28/1/29）。

2. 発覚後の経過

- (1) 両省は自り法に基づき、該当の輸入事業者に対し、報告徴収の正式文書を発出した（H28/3/28）。
- (2) 日刊自動車新聞が誤預託に関する記事を掲載した（H28/3/22、5/12）。
- (3) 該当の輸入事業者は両省に対して、上記事態に関する正式報告を実施した（H28/4/11）。
- (4) 6月より該当の輸入事業者はセンターにユーザーへの返金状況について毎月報告する予定となっている。

3. 資金管理センターの対応

- (1) 義務者に対して、自り法対象外冷媒搭載車の国内販売予定について、継続的に確認を実施している。また、誤預託に関する注意喚起も継続して行っている。
- (2) 自り法対象外冷媒搭載車の「出荷情報及び預託情報」作成時の注意事項を義務者向けマニュアルへ追記し再度、周知を実施する予定である。
- (3) 自動車リサイクルの情報システム上で、自り法対象外冷媒搭載車に対しては、フロン類の有無欄で「無」と記載させることとし、加えて預託不要であることを明記することとする。

<参考：自り法対象外冷媒とは>

自り法対象外冷媒は、オゾン層破壊係数は零で、かつ地球温暖化係数も極めて低い冷媒であり、フロン排出抑制法に規定するフロン類に指定されていないものである。したがって自動車リサイクル法における回収義務の対象外であり、フロン類のリサイクル料金の預託は不要である。

こうした冷媒は、これまでの特定フロン及び代替フロンに代わる新たなカーエアコン用冷媒として近年開発・使用され始めている。なかでも HF0-1234yf 冷媒は欧州市場において普及が進んでいる。

以上